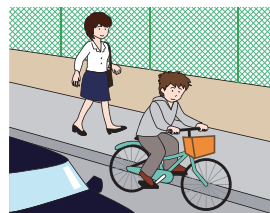


自転車安全利用五則



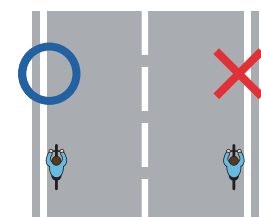
～正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう～

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



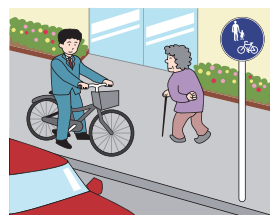
道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

2 車道は左側を通行



自転車は車道の左側端に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止されています。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

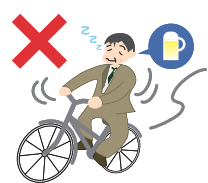


自転車が歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

※自転車が歩道を通行してもよい場合

- (1) 自転車歩道通行可の標識等がある場合
- (2) 自転車を運転している人が13歳未満の子どものや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人の場合。
- (3) 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合。

4 安全ルールを守る



● 飲酒運転の禁止



● 二人乗り・並進の禁止

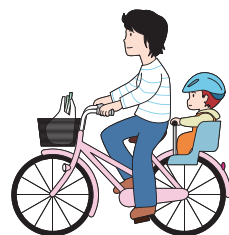


● 夜間はライトを点灯



● 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用



児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



資料 4



堺市自転車利用環境計画

概要版

堺市自転車利用環境計画＜概要版＞

平成25年6月

発行・編集 堺市建設局自転車まちづくり推進室
住所：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
電話：072-228-7636 FAX：072-228-0220
<http://www.city.sakai.lg.jp/>
堺市行政資料番号 1-C2-13-0144

